
平成30年度 第1回 練馬区入札監視委員会 議事概要

1 開催日時 平成30年7月20日（金） 午後14時00分～午後16時30分

2 開催場所 練馬区役所本庁舎19階会議室

3 出席者

委員 明円委員、榎本委員、菊池委員

区 総務部長、経理用地課長、施設管理担当部長、施設整備課長、機械担当係長、道路公園課長、東部公園出張所長、西部公園出張所長、公園建設係長、工事係長、計画課長、学校施設課学校施設係長、交通安全課安全対策係長、総務課庁舎管理係長、学務課長、管理係長、文化・生涯学習課文化振興係長、保育課長、保育運営係長、保育所給食担当係長、教育指導課管理係長、選挙管理委員会事務局長、選挙係長、保健給食課長、学校給食係長

4 議事

(1) 前回議事録の確認（資料1）

(2) 審議案件

① 平成29年度後期入札案件の参加資格設定経過等について

- ・ 審議案件（抽出案件一覧）（資料2）
- ・ 工事契約一覧（資料3）
- ・ 物品契約一覧（資料4）
- ・ 委託等契約一覧（資料5）
- ・ 設計・測量等契約一覧（資料6）

(3) 報告事項

① 平成29年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について

- ・ 平成29年度後期契約件数等（資料7）
- ・ 平成29年度工事等の入札不調一覧（資料8）
- ・ 指名停止措置等について（資料9）

② 公共工事における入札・契約制度の見直しについて（資料10）

(4) その他

次回開催日程について

5 会議の内容

■ 前回議事概要

→ 全委員了承

■ 審議

当番委員が抽出理由を説明

●案件1

公園施設長寿命化対策遊具更新工事（その1）

公園施設長寿命化対策遊具更新工事（その2）

公園施設長寿命化対策遊具更新工事（その3）

（事務局）

本件は、平成25年7月に区が策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園の遊具等の損傷が顕在化する前に補修・更新を行い、常に安全な遊具を区民に提供することを目的とするものである。

本件（その1）で工事の対象とした公園は区東部の5カ所、（その2）の対象も区東部の5カ所、（その3）は区西部の7カ所が対象となり、昨年度は17カ所の公園で工事を行った。

次に、17カ所の公園の工事を（その1）から（その3）の3つに分けて発注している理由を説明する。

一つ目が区内の公園は、東部公園出張所と西部公園出張所の2所体制で管理しており、本件工事の対象とした17カ所の公園も、それぞれの出張所が工事監督をおこなうため、出張所の管轄範囲で発注を行う必要があること。

二つ目は、本件が東京電子自治体共同運営の「造園」に登録をしている区内事業者を対象とした案件である。そして、本件工事で東部公園出張所が管轄する公園は、（その1）と（その2）の計10カ所であり、工期90日間で10カ所の公園工事を施工できる区内事業者が少ないこと。

以上二つの理由により、同種内容の工事ではあるものの、3つに分けて発注を行っているものである。

本件工事（その1）の制限付き一般競争入札には、4者から参加申請があり、開札の結果、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいれた（株）池田園緑化が、1千21万9千円、落札率は、93.99%で落札したものである。

本件工事（その2）には、9者から参加申請があり、開札の結果、上園緑地建設（株）練馬支店が、1千9百5万円、落札率は、98.1%で落札したものである。

本件工事（その3）には、10者から参加申請があり、開札の結果、（株）アオイ造園が、2千2百86万5千円、落札率は、97%で落札したものである。

（委員）

それぞれの会社がまとめて工期中に10か所以上の工事をすることができないか。人員や会社の規模、能力がないことが理由なのか。

（道路公園課長）

例えば、遊具の内容が特注であるケースや、特注を発注することにより工期に問題が発生することや、同時期に複数個所を実施することが困難である等の理由から分けて実施し

ている。

（総務部長）

いずれも入札の時期が10月であり、年度末にあたる。基本的には、この長寿命化計画があるものをたてると補助金が入ってくる仕組みになっている。この国の補助金には、国の内示を受けた後でないと発注ができないという事情があるため、発注時期がどうしても年度の後半になる。工期が3月であるため、その限られた期間の中で何か所できるかを発注する立場としては考えなければならない。

（委員）

3件とも1回で落札しているが、公園の規模・内容から、非常に積算がしやすい内容なのか。

（経理用地課長）

1回で落札している理由については、工事の内容的に積算がしやすいということではなく、それぞれの実際の業務の内容や実際に積算の中で、事業者が範囲内で1回で積算できたということの結果として1回で終わる。

（委員）

結果として落札率の97.8%であるので、非常に正確に算出できている。

（道路公園課長）

遊具の更新という形では、ほとんどの遊具に規格があり、製品という形になってくる。一定程度、見積もり側としても、その製品である部分については、ある程度わかりやすい部分があると思う。それに付帯する工事の部分で、若干差異が出る。

（委員）

3件の入札状況を見ると、入札参加業者がある程度共通しているように見える。（その2）（その3）の2件に関しては、入札参加業者が共通しており、（その1）とは違うように見える。

金額が違う理由であるのか。業者間で何か住み分けがされているのか。

（経理用地課長）

公告書の入札参加条件について、（その1）は、対象業者の共同順位が400位より下位、または経審P点700点未満である。（その2）は、共同順位が400位まで、同じく経審P点700点以上である。金額に応じて入札参加ができる事業者のランクをかえているためである。

（経理用地課長）

先ほどの補足をしたい。

1回で落札した理由について、今回の案件は、一般競争入札で実施し、予定価格を事前に公表している。

例えば、積算をした結果、予定価格を少し上回っているという事業者があった場合、予定価格を事前公表しない場合は、予定価格超過になってしまうが、事前公表しているので、事業者によっては、ぎりぎり下げることもある。90%後半で落ちている理由であると思う。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件2

道路維持（舗装側溝）工事（その9）（単価契約）

道路維持（舗装側溝）工事（その10）（単価契約）

道路維持（舗装側溝）工事（その11）（単価契約）

道路維持（舗装側溝）工事（その12）（単価契約）

（事務局）

本件は、主に区道の古くなったアスファルト舗装に出来たひび割れや、でこぼこ等を補修し、歩行者等の安全な通行を確保することを目的とするものである。

なお、工事内容には、道路陥没や路上危険物の撤去といった緊急に対応を要するものもあることから、休日・夜間を問わず作業が行われるものである。

本件工事は、4月から翌年3月までの1年を4か月ごとの3期に分け、さらに練馬区を4つの地域に分けて発注を行っていることから、年間の発注件数は、今回の審議案件以外にも（その1）から（その8）までの8件があり、合計で12件となる。

4つの地域のそれぞれの範囲は、地図をご覧いただきたい。

このように細分化して発注している主な理由としては、

- ・区内全域の補修を一事業者で担うことは困難なこと。
- ・また、同時期に異なる地域で補修箇所が発生した場合においても、早急に着工する必要があり、そのためには複数の事業者で対応する必要があること。などが挙げられる。

本件工事（その9）の制限付き一般競争入札には、18者が参加、応札し、10者が最低制限価格未満で失格となりましたが、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいれた東財建設（株）が、3千8百6万9千円で落札したものである。

本件工事（その10）には、18者が参加、応札し、10者が最低制限価格未満で失格、1者が（その9）を落札したことから受注制限により無効となったが、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいれた小石川建設（株）が、3千8百4万円で落札したものである。

本件工事（その11）には、18者が参加、応札し、10者が最低制限価格未満で失格、2者が（その9）、（その10）をそれぞれ落札したことから受注制限により無効となったが、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいれた最上建設（株）が3千8百4万8千円で落札したものである。

本件工事（その12）には18者が参加、応札し、10者が最低制限価格未滿で失格、3者が（その9）、（その10）、（その11）をそれぞれ落札したことから受注制限により無効となったが、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいれた（株）練馬土木が3千8百9万円で落札したものである。

なお、この4案件の開札は、同日に（その9）から（その12）まで順番に行い、一つの案件を落札した事業者がその次に開札する案件に応札している場合、その応札は無効とする受注制限を設定している。

したがって、（その10）から（その12）の入札では、既に1案件を落札した事業者の応札は無効としている。

工種別内訳書をご覧いただきたい。

本件工事は単価契約であり、また308種類にもおよぶ工種ごとの発注数量を定めることができないことから、全工種の単価の合計額で入札を行っているものである。

この工種別内訳書は、本件工事（その9）を3千8百6万9千円で落札した東財建設（株）と契約した際の内訳書である。お目通しいただきたい。

（委員）

より少数の業者で練馬区全体をカバーするのは、困難であるか。

（経理用地課長）

土日を含め、いつ工事があるかわからない、同時期に発生したときに早急にやらなければならないこともあり1社では難しい。

（委員）

案件の1は予定価格を公表し、落札率が90数%。

案件2については、予定価格が非公表であり、落札率が公表時よりも低い%である。これは、一般的な傾向であるのか。

（経理用地課長）

落札率については、全体的にいうと90%台である。個人の予定価格を公表しているもの、それから事後公表にしているものを比較すると、全体的にほとんど変わらない。

本件については、公表している案件1が90%台、非公表の案件2は公表時の90%より低い%となっているが、一般的にいうと予定価格を事前公表しているものと事後公表としているものでは、落札率が大きく違うということはないと思う。

（委員）

過去の例あるのか。

（経理用地課長）

昨年度の統計などを見ると、ほとんど変わらない。

（委員）

契約額というのは、工種別内訳の合計で契約しているのか。予定価格が308項目あるが、308項目それぞれに予定価格が設定されていて、合計で予定価格になっているのか。

（事務局）

その通りである。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件3

練馬区立夏の雲公園わんぱく広場丸太修繕工事

（事務局）

本件は、区立「夏の雲公園」内のわんぱく広場に設置している木製丸太遊具が老朽化し、補修困難な状況となったことから、木製丸太を撤去し、コンクリート製の擬木丸太により再整備するものである。

工事着手前と完了後の写真をご覧いただきたい。

本件は、工事価格、施工能力、企業の地域貢献等を総合的に評価して落札者を決定する施工能力等審査型総合評価方式により、入札を実施したものである。

入札には8者から参加申請があり、開札の結果、1者が辞退、7者が応札し予定価格以内、最低制限価格以上で、かつ価格点と技術点の合計である総合点が最も高い、（株）小関田中園が、3千20万円、落札率は、95.03%で落札したものである。

なお、契約後、仕様の変更を行ったことにより、契約金額を税抜きで1,411,000円増額する契約変更を行っている。

本案件は、既存の丸太を交換するという比較的単純な工事であるが、約1,200本もの擬木丸太を必要とするため、材料費が予定価格の約4割を占める。

（委員）

丸太は取替になるのか。従前の丸太があったのか。

（道路公園課長）

今回の1,270本のうち、実際に既存のものを再利用したのは24本くらいである。それ以外は撤去し、新たにコンクリート製の擬木という形に置き換えている。

その辺は、材料が自然の丸太よりも、若干、耐久性が長くなるという理由で切り替えた。

（委員）

今までも、木製の丸太と寿命がだいぶ違うのか。

（道路公園課長）

その通りある。

（委員）

この丸太は、上を子どもが歩くのか。

（道路公園課長）

子どもが歩いたりする。

（委員）

木と擬木では、安全性はどうか。

（道路公園課長）

安全性については、さほど変わらない。風合いが違うということと言われるが、あらかじめ区民の方、利用者の方々に周知を行った。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件4

練馬区立大泉第三小学校プールろ過機取替工事

練馬区立大泉中学校プールろ過機改修工事

練馬区立泉新小学校プールろ過機等改修工事

練馬区立八坂小学校プールろ過機等改修工事

（事務局）

本件は、各校に設置しているプールろ過機が設置後、およそ15年が経過し、老朽化していることから、大泉第三小学校については、他校からの移設工事、大泉中学校、泉新小学校および八坂小学校の3校については、新たな機器への交換工事を行うものである。

したがって、大泉第三小学校の移設工事については、ろ過機本体の費用は不要であるが、他の3校の工事費には、ろ過機を交換することから、機器本体の費用が含まれる。金額は400万円から500万円程度と見込んでいるものである。

本件工事は他の3件も含め、予定価格が1千万円未満の工事請負契約となるため、練馬区希望制指名競争入札実施要綱に基づき、予定価格事後公表の希望制指名競争入札を実施した。

希望制指名競争入札とは、事業者から指名希望を募り、希望が少ない場合は追加指名をして行う指名競争入札である。

入札には7者から指名希望申請があり、希望の全者を指名した。開札の結果、1者が辞退、1者が不参、5者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札を

いたミウラ化学装置（株）東京支店が2百20万円、落札率は、92.75%で落札したものである。

大泉中学校プールろ過機改修工事には、10者から指名希望申請があり、希望の全者を指名した。開札の結果、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいたフジカ濾水機（株）が、6百93万円、落札率は、89.28%で落札したものである。

泉新小学校プールろ過機等改修工事には、10者から指名希望申請があり、希望の全者を指名した。開札の結果、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいた城山産業（株）が、7百22万円、落札率は、90.14%で落札したものである。

八坂小学校プールろ過機等改修工事には、11者から指名希望申請があり、希望の全者を指名した。開札の結果、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいたミウラ化学装置（株）東京支店が6百53万円、落札率は、89.54%で落札したものである。

（委員）

取替工事は、石神井東中学校の装置を大泉第三小学校に持ってきたということか。石神井東中学校は、新しく改築中であるため。

（施設整備課長）

体育館とプールを合築する形で改築し、不要になったプールのろ過機を持ってきて取り替えたという形である。

（委員）

取替と改修でわかりにくいという意見があった。その点についてはどうか。

（施設整備課長）

通常、プールのろ過機を新しくする場合、改修工事としている。大泉第三小学校のケースでは、業者が見積もり時に使用した取替という名称をそのまま使用した。

（経理用地課長）

内容と件名という点では、改修という点、ろ過機だけではなくて、配管などもある。ろ過機とあるがプールのろ過設備の改修工事、その中にろ過機の取替が入っているという内容になる。

一方で、大泉第三小学校は、ろ過機の移設である。ケースはそれほどないが、ろ過機の改修工事の件名も含めて、もう少しわかりやすい件名にということも含めて検討したい。

（委員）

大泉第三小学校は、金額が小さいが、あと残りの三つは札を入れてくる会社の入札額にばらつきがある。高額で入れてきている業者もあり、下の1、2社がないと、予定価格よりも上回った価格でのみしかない。

工事の内容的には、値段のばらつきが発生しないのではないかと。値段の差がひらいてし

もう理由があるのか。

（施設管理担当部長）

ろ過機を新しく更新するという事は、共通しているが、工事内容が少し施設によって違う部分がある。

例えば、大泉中学校であれば2階に機械室が設置されているため、レッカーで機材を吊り上げなければならない。また、扉を取り替える必要がある場合や電気関係工事があるなど、施設によって違って来る。そのため、値段の差が出てくる。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

件名については、工事内容を適切に表現したものにしてほしいという意見。

●案件5

平成29年度練馬区立大泉学園駅南口駐車場機械式駐車装置維持修繕工事

練馬区役所地下2階機械式駐車装置懸案部品交換工事

平成29年度練馬区立大泉学園駅北口駐車場機械式駐車装置維持修繕工事

（事務局）

いずれの工事も機械式駐車装置の劣化箇所の部品の交換や修繕を行うもの。

業者指定理由書をご覧ください。

大泉学園駅南口駐車場機械式駐車装置には、日立造船（株）社製の機種が選定・設置されており、部品交換や修繕を施工できるのは、当該事業者の系列会社であるエヌエイチパーキングシステムズ（株）が唯一の事業者となる。このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、特命随意契約としたものである。

練馬区役所地下2階機械式駐車装置には、IHI運搬機械（株）社製の機種が選定・設置されており、部品交換や修繕を施工できるのは、当該事業者が唯一の事業者であることから、特命随意契約としたものである。

大泉学園駅北口駐車場機械式駐車装置には、三菱重工（株）社製の機種が選定・設置されており、部品交換や修繕を施工できるのは、当該事業者の系列会社である三菱重工機械システム株式会社が唯一の事業者であることから、特命随意契約としたものである。

（委員）

このての工事は、設備を設置したら、その関連会社にしか対応できないのか。

（経理用地課長）

ご指摘のように、部品、システム、ソフトも含めて、入れた会社にしかできないという

ケースがある。

例えば、エレベーターなども同じである。保守も含めて入れた事業者しかできない。ほかの事業者に見積もりを頼んでも、ほとんど断られてしまう。

（事務局）

大泉学園北口の落札率が100%ではない理由についても質問があった。

特命随意契約の場合は、あらかじめ随意契約先の事業者から下見積もりをとった上で、予定価格を検討および設定するが、契約時には、改めて経理用地課から事業者へ見積もりを正式にとった上で契約を決定するという手続になる。

その際に、事前に下見積もりをとったときの予定価格より低い金額で見積もりを提出してきたことにより、100%ではなくて、本件の落札率になったものである。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件6

- ①グランドピアノの購入
- ②グランドピアノの購入
- ③アップライトピアノの購入

（事務局）

①は、区内小中学校に設置されているグランドピアノのうち、購入後40年以上が経過している石神井東小学校および大泉学園緑小学校のグランドピアノの老朽化が著しいことから新たにグランドピアノを購入するものである。

製品指定理由書と報告書をご覧いただきたい。

本件グランドピアノについては、小学校の音楽教育で使用するものであることから、小学校教育会音楽部会が選定したヤマハ社製の製品を指定している。

購入にあたっては、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格が3百万円以上1千万円未満となるため、6者を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、予定価格以内で最も安い価格で札をいれた（株）下倉楽器が2百97万6千円で落札したものである。

②は、練馬区立大泉学園ホールで行われるコンサート等の催しで使用するグランドピアノが老朽化していることから、新たにグランドピアノを購入するものである。

製品指定理由書と報告書をご覧いただきたい。

本件グランドピアノについては、広く演奏家等の利用に供することから、公益財団法人練馬区文化振興協会が選定したヤマハ社製の製品を指定している。

購入にあたっては、要綱に基づき、予定価格が3百万円以上1千万円未満となるため、

6者を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、2者辞退、1者不参、応札した3者のうち、予定価格以内で最も安い価格で札をいれた（株）サクライ楽器が3百31万4千円で落札したものである。

③は、区立保育園に設置しているアップライトピアノのうち、購入後30年以上が経過している3園のピアノを買い替えるものである。

なお、本件アップライトピアノについては、日常的に保育業務の中で使用することから、壊れにくくアフターサービスが充実しているヤマハ社製を参考品としている。

購入にあたっては、要綱に基づき、予定価格が3百万円未満となるため、5者を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、1者辞退、1者不参、応札した3者のうち、予定価格以内で最も安い価格で札をいれた（株）サクライ楽器が117万3千円で落札したものである。

以上3件のピアノの購入は、3件とも同一月内で入札を行ったものですが、同じピアノでも機種や性能、使用目的が異なることから、それぞれで入札を行い購入しているものである。

（委員）

小学校のピアノは、石神井東小学校と大泉学園緑小学校では同じ製品が納品されているのか。

（学務課長）

同じものである。

（委員）

この契約金額の中には、購入したものの納品と、この仕様書には既存のものを移設すると記載があるが、移設の費用も含んだ金額なのか。

（学務課長）

撤去および調律も含めた値段である。

（委員）

アップライトピアノは、メーカーはヤマハですか。

（事務局）

参考品である。ヤマハ社製のアップライトピアノと同等性能以上のものであれば他社メーカーでもいいという形としているが、結果的にヤマハ社製が納入された。

（委員）

グランドピアノについては、資料の中にヤマハとカワイの比較があり、弾きやすさの差が記載されているが、アップライトピアノには、差はないのか。

（保育課長）

アップライトの方は、メーカーによってカワイ、ヤマハと、いろいろとあるが、特に差はないと認識している。

（委員）

ピアノというのは寿命があるのか。30年という説明もあったが、普通、楽器というのは使えば使うほどよくなっていく、なれていくということをよく聞きますが、ピアノは別ですか。

（学務課長）

グランドピアノであれば、どれだけ使うかということが大きい。

また、ピアノがある環境の空調の湿度やさまざまな条件により変わって来るとも聞いている。今回は、昭和51年、昭和53年のもので40年ほど経っており、調律等を行ってもすぐに狂ってしまうというような劣化が見られたことから、今回買い換えを行った。

（保育課長）

アップライトピアノは、年に1回メンテナンスをしているが、30年が目安であると言われている。

（委員）

従前のピアノは納入業者が引き取るのか。

（学務課長）

引き取りである。

（保育課長）

保育園も同様である。

（文化・生涯学習課）

コンサートホール用のピアノについては、新規に3月に導入しても、使用に供するにあたり、弾き込みが必要である。本年の7月までピアニストの方に弾き込みをしてもらい、8月に古いピアノは引き取らせる予定である。

（委員）

引き取ったピアノは、納入業者が無料で引き取るのか。それとも、区から売ることか。

（文化・生涯学習課）

古いコンサートホール用のピアノは、売却という形である。

（学務課長）

グランドピアノについては、40年ほど経っているので、売却しうる価値はない。

（保育課長）

アップライトピアノについても同様に処分である。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件7

- ①スチームコンベクションオーブンの購入
- ②スチームコンベクションオーブンの購入（その2）
- ③スチームコンベクションオーブンの購入（その3）

（事務局）

この3件の購入案件で、区直営の保育園でスチームコンベクションオーブンが設置されていない24園のうち、14園を対象に14台のスチームコンベクションオーブンを購入し、設置したものである。

スチームコンベクションオーブンとは、「煮る」「炊く」「炒める」などができる多機能な加熱機器で、多くの給食調理現場に設置されている。

①は、2台分の購入の入札である。

購入にあたっては、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格が3百万円以上1千万円未満となるため、6者を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、予定価格以内で最も安い価格で札をいれた北斗設備（株）が3百14万9千円で落札したものである。

②は、6台分の購入である。

本案件は、予定価格1千万円以上の物品の買入れであるため、東京電子自治体共同運営協議会における共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施した。

入札には6者から参加申請があり、改札の結果、予定価格以内で最も安い価格で札をいれた（有）ケイズエンタープライズが1千115万円で落札したものである。

③は、6台分の購入の入札である。

購入にあたっては、要綱に基づき、予定価格が3百万円以上1千万円未満となるため、6者を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、予定価格以内で最も安い価格で札をいれた（株）田中商会が7百85万1千100円で落札したものである。

次に、物品の買入れにおける一般競争入札と指名競争入札の対象とする契約の根拠について、区では、練馬区制限付き一般競争入札実施要綱に基づき、予定価格1,000万円以上の物品の買入れについては、制限付き一般競争入札を行うこととしている。

また、予定価格が80万円を超え1,000万円未満の物品の買入れについては、指名競争入札を行うこととし、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格の金額区分に応じた指名事業者数を指名することとしている。

したがって、本件3案件のうち予定価格が1,000万円以上の1案件については、制限付き一般競争入札を行い、他の2案件については、予定価格が1,000万円未満であることから指名競争入札を行ったものである。

（委員）

いずれも保育園への納入だと思われるが、結果として14台購入となったコンベクションオープンは、ものは同じなのか。

（保育課長）

それぞれの保育園の調理室の広さや電源の状況などによって設置している機種はさまざまである。

（委員）

その1、その2、その3と分けて契約している理由が何かあるのか。

（保育課長）

当初から、14台と決めて、時期を分けて契約をしたわけではない。当初は全部で26台入れる計画を立てていた。実際の園の状況、電気の容量やスペースの問題、そういったものを細かく調査する必要がある、その調査に結構な時間を要した。年度内に設置までできないのではないかという可能性も出てきた。

理由としては、毎日、保育園では給食を実施しているので、夏休みなどないため、調査をする期間、時期が限られたものになる。

そういった理由もあり、まず確実に設置が可能な2園に2台入れた。その余の12台については、そのときにまだ設置ができるかどうか、設置できたとしても年度内にできるかどうかというところが不明であった。

その後、調査が進んで6台については年度内に設置できるという調整がついたので、さらに6台ということで、結果からいくと三つに分かれた契約となってしまった。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件8 平成30年度練馬区立中学校生徒海外派遣実施等に伴う業務委託

（事務局）

行程表をご覧いただきたい。

本件は、本年7月22日（日）から7月29日（日）までの6泊8日の日程で、区立中学校における国際理解教育を推進するため、区と友好都市提携を締結しているオーストラリア・イプスウィッチ市へ区立中学生68人を派遣し、ホームステイおよび現地校での体験学習プログラム参加等を通じて友好親善を深めること等を目的とした海外派遣事業の業務を委託するものである。

入札については、指名競争入札を実施することとし、「練馬区物品買入れ等の入札参加資格に関する要綱に基づき、予定価格3千万円以上の案件であるため、9社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い金額で札をいれた日通旅行（株）が2千3百79万円で落札したものである。

次に経費内訳をご覧いただきたい。これは、仕様書の業務内容項目別の経費一覧である。

（1）から（5）までは、オーストラリアのクイーンズランド州政府と交渉のうえ、先方に支払う経費で、（7）は航空運賃等の経費である。これら経費の合計額は約1,600万円となり、企業努力で圧縮できない項目と考えられる。

また、契約金額における中学生および引率者を含めた計82名の一人当たりの金額は、約29万円となり、単純に比較はできないものの、旅行会社が企画する一般的なツアーまたは短期留学プログラムの代金と同水準と考えられる。

（委員）

毎年行っている事業だと思われるが、去年は別の業者であったのか。

（教育指導課）

昨年度も同じ業者である。

（委員）

同じ事業者であるため、何年かやっていると、ノウハウも蓄積され、無駄な経費もないので、安く受注できるということか。

（委員）

事業の評価は、どのようにして判断しているのか。

（教育指導課）

終わった後に、子どもたち等が発表する機会などを設け、その発表等によって、この事業の成果等を見ていくというような形である。

（委員）

毎年実施しているのか。また、何年位実施しているのか。

（教育指導課）

イプスウィッチに関しては、平成5年からだが、事業としては昭和63年から行っている。

（委員）

経費の概要を見ると、費用の約半分が事前の手配の費用である。これだけ費用をかけなければいけないのか。

（教育指導課）

現地でホームステイを中学生に体験させているが、イプスウィッチがあるクイーンズランド州の州政府機関で全て執り行っているために、どうしてもこういった金額がかかる。

（委員）

交渉等で、支払うお金ですか。

（教育指導課）

その通りである。

（委員）

派遣する中学生は何名なのか。

（教育指導課）

中学生が68名である。

各学校から2名ずつ。

（委員）

それは、学校にお任せするのか。

（教育指導課）

学校で選定委員会等をつくり、希望者の中から選抜していく。

（委員）

旅行というと、結構格安というのがあったりするが、相場として1人当たり29万ぐらいということですが、もう少し金額を下げるというのは難しいのですか。

（教育指導課）

例えば、航空会社はLCCを使用し、往復で安くなっている。単純に5万8,000円ぐらいの見当である。

どうしても、ホームステイ先の州政府へのお金がかかってしまうため、少し高くなって

いると考えている。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件9

①平成29年度執行衆議院議員選挙における期日前投票所・当日投票所・開票所の設営等委託

②平成29年度執行衆議院議員選挙における当日投票所・開票所の設営等委託

（事務局）

①は平成29年に執行した衆議院議員選挙の期日前投票所・当日投票所・開票所の会場設営作業および撤去作業を行うものである。

練馬区は衆議院議員選挙時には「東京都第9区」と「東京都第10区」に選挙区が分かれる。

仕様書の「履行場所」をご覧いただきたい。

本件は、区内期日前投票所7カ所の設営、第9区の当日投票所53カ所のうち10カ所の設営、および第9区の開票所1カ所の設営等を委託するものである。

業者指定理由書をご覧いただきたい。

衆議院選挙は、ほぼ解散後の総選挙となることから、解散から選挙期日まで間がないため、入札を行う期間的な余裕がない。

本件においても昨年9月28日に衆議院が解散し、選挙期日が10月22日となり、入札を行う余裕がなかったことから、特命随意契約を行うこととし、過去の選挙において、設営業務の実績が豊富であること等を理由として東京企画装飾（株）を指定したものである。

なお、当該事業者については、第9区の当日投票所53カ所全ての設営は困難であるとの申し出があったことから、10カ所のみ設営とし、残る43カ所の当日投票所の設営についても、他の3事業者を指定する特命随意契約を別途行っている。

②の仕様書をご覧いただきたい。

こちらは、第10区の当日投票所18カ所の設営および開票所1カ所の設営を委託するものである。

業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件においても、特命随意契約を行うこととし、投票所設営業務の実績を有すること等を理由として、（株）フェスタル関東 東京営業所を指定したものである。

なお、発注については、当日投票所だけでも71カ所にもなることから、短時間での設営・撤去等の業務を一事業者で担うことが困難なため、選挙区等のエリアと事業者の履行能力を勘案して、複数に分けているものである。

（委員）

投票所の設営は、比較的パターンは決まっていて、さほど大規模なものが必要ではないかと思われるが、練馬区内全域を1業者でカバーするというのは無理なのか。

（選挙管理委員会事務局長）

投票所は71か所あり、そのほとんどは学校の体育館である。そのため、設営できるのが金曜の夜や土曜、日曜に限られてくる。短時間の中で全部を実施するためには、一定程度の人の確保が必要となるが、突然の解散ということもあって期日がなく、人の確保が難しかった。

通常は9区10区と二つの業者に分けて、入札で行うのが基本であるが、この方法で行うのは厳しいという話があった。

今回、突然の解散で準備期間が短期間であるということで、随契となった。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件10

①平成30年練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙における公営ポスター掲示場の設置・保守および撤去委託

②平成29年衆議院議員選挙における公営ポスター掲示場の設置・保守および撤去委託

（事務局）

①は、選挙候補者のポスターを掲示するための掲示板の設置作業、毎日の点検作業、損傷があった場合の修復作業、選挙後の撤去作業等を委託するものである。

入札については、指名競争入札を実施することとし、「練馬区物品買入れ等の入札参加資格に関する要綱に基づき、予定価格1千万円以上2千万円未満の案件であるため、7社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い金額で札をいれた東京企画装飾（株）が1千4百1万6千円で落札したものである。

②の業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件は、衆議院議員選挙における公営ポスター掲示場の設置・保守および撤去を委託するものである。

本件についても、区長選・区議会議員補欠選挙のものと同様に指名競争入札を行うべき案件ではあるが、審議案件の9番と同様に、衆議院の解散から選挙期日まで間がなく、入札を行う期間的な余裕がなかったことから、特命随意契約を行うこととし、過去の選挙において、本件業務内容の実績が豊富であること等を理由として（株）サガラプロセス印刷を指定したものである。

（委員）

先ほどの投票所の設営などと、このポスターの掲示場の設置補修、撤去という、この二つの業務というのは分けてやらなければいけないものか。

東京企画装飾が両方担当しているが、入札も1回、契約も1本というような簡素化・単純化することは可能なのか。

（選挙管理委員会事務局長）

なるべく効率的に実施することを考えているが、準備期間が短期間で業務量が多いということで、事業者側からは一括して受注するのは、無理だという話があった。71か所の投票所の設営とポスター掲示場は、584か所ある。これを短期間で対応することは困難であるため業務を分けて入札をした。

（委員）

入札で分けても東京企画は両方やっている。だから、両方できないというわけではないと思われる。

（選挙管理委員会事務局長）

東京企画は、29年については、衆議院議員選挙の投開票所の設営を行った。ポスター掲示場については30年の練馬区長・区議補欠選挙で行っている。

（委員）

年度は違うのか。

（選挙管理委員会事務局長）

年度が異なる。業者の能力的にはできないことはないが、一般的には一括受託できる物量ではない。

（委員）

業務の内容が違うということで、別々に考えなくてはいけないのか。このような緊急の場合の特命随意契約ができる業者は、選管でリストを持っているのか。

（選挙管理委員会事務局長）

リストということではないが、これまでの経験から業者等を把握している。そこに、お声をかけている。直前の選挙時に入札を実施し、問題なく履行できた業者と随意契約するというルールで行っている。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件11

- ①平成29年度スキー移動教室（軽井沢）の実施に伴うスキー指導委託（単価契約）
- ②平成29年度スキー移動教室（武石）の実施に伴うスキー指導委託（単価契約）
- ③練馬区立中学校（特別支援学級）軽井沢スキー移動教室の実施に伴うスキー指導委託（単価契約）

（事務局）

①は、区立中学校の通常学級に在籍する2年生を対象とし、スキー実習を通じて身体を鍛えると共に、規律ある集団宿泊生活の中で、心身ともに調和のとれた健全な育成を図ることを目的として実施するものである。

業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件スキー移動教室は、湯の丸スキー場で実施することから、スキー指導委託業務を、当該スキー場を管理・運営する湯の丸観光開発（株）を指定する特命随意契約としたものである。

仕様書をご覧いただきたい。

本件は、指導員1人3日分の金額を単価とする契約であり、契約単価に含まれる主な業務内容としては、6の指導時間等にあるように、2時間を一回として計5回の指導を行うこと。また、指導員一人の指導対象となる生徒数は、（4）にあるように、12名としている。

このことから、契約単価52,164円を生徒一人当たり1回2時間の料金に換算すると約870円となる。一般的なスキー教室の10名または12名の団体レッスンの料金2時間一人当たりは、約1,700円から2,000円程度であることから、本件の契約金額はかなり低廉な価格であると考えられる。

②の業者指定理由書をご覧いただきたい。

平成29年度スキー移動教室（武石）の実施に伴うスキー指導委託（単価契約）については、番所ヶ原スキー場でスキー移動教室を実施することから、スキー指導委託業務を、当該スキー場を管理・運営する一般財団法人上田市地域振興事業団を指定する特命随意契約としたものである。

仕様書の内容および契約単価については、先ほどの軽井沢のものと同内容となる。

なお、以上2件の契約件名の軽井沢と武石という地名については、生徒が宿泊する区立の郊外施設（教育施設）、ベルデ軽井沢およびベルデ武石の名称によるもので、この施設の近隣スキー場でスキー移動教室を毎年実施している。

③の業者指定理由書をご覧いただきたい。

練馬区立中学校（特別支援学級）軽井沢スキー移動教室の実施に伴うスキー指導委託（単価契約）については、主に軽度の知的発達の遅れがある生徒が在籍する特別支援学級のスキー移動教室を、佐久スキーガーデン「パラダ」で実施するにあたり、スキー指導委託業務について、当該スキー場を管理・運営する檜山工業（株）を指定する特命随意契約としたものである。

仕様書をご覧ください。

本件は、先ほどの通常学級とは異なり、指導員1人1日当たりの単価契約であり、契約単価に含まれる主な業務内容としては、4の指導員配置にあるように、生徒3人に対し大人1人を配置すること。また、7の指導時間数にありますように、2時間を一回として計4回、延べ8時間の指導を行うこととしている。

通常学級の仕様書と指導員の配置条件が異なるため、単純には比較できないが、契約単価24,500円を生徒一人当たり1回2時間の料金に換算すると約4,080円となる。通常学級の約870円と比較するとかなり高額であるが、人員配置を手厚くしていることが理由である。

なお、本件のスキー移動教室を、通常学級とは異なる佐久スキーガーデン「パラダ」で実施しているのは、スキー初心者向けの設備が整っていることと、ゲレンデのどのコースを滑っても同じ場所に降りられることから迷子になりづらいなどの理由によるものである。

（委員）

毎年実施している事業なのか。契約者も同じになるのか。

（保健給食課長）

使っているスキー場を運営している機関ということで、同じ相手方と契約している。

（学務課長）

同じ場所で実施しているので、同じである。

（委員）

仕様が同じであるということは、委託の金額も大体同じような金額であるのか。

（保健給食課長）

同等の金額での契約が続いている。

（学務課長）

参加者によって指導員の人数が変わる。ただ、単価は毎年同じである。スキー場が設定しているスキー教室の単価となるので、この単価に人数を乗じたものが金額になっている。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件12

通学路標示板の設置業務委託（単価契約）

（事務局）

仕様書をご覧いただきたい。

本件は区道に建てられている東京電力(株)所有の電柱に掲出する通学路標示板の製作と老朽化した既存標示板の取替等を委託するものである。

業者指定理由書をご覧いただきたい。

当該事業者は、東京電力(株)が所有する電柱に掲出する標示板・公告等の製作、取り付け等を行うことができる唯一の事業者であることから当該事業者を指名する特命随意契約としたものである。

なお、契約単価が取替より新規の方が高いのは、新規の金額には予め処分費用が含まれていることによるものである。

★委員会最終意見

適正に執行されている。

●案件13

給食室の害虫駆除委託（その2）

（事務局）

本件は、区立小中学校98校の給食室の害虫駆除を行うことで、清潔を保ち、害虫が異物として給食に混入すること防止することなどを目的に実施するものである。

業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件は、春期休業中に98校の害虫駆除を行うことから、一事業者での履行は困難であるが、区内4事業者で組織する当該協同組合は、その履行能力を十分に有している。

また、当該協同組合は、長年にわたり本件業務を受託している経験から、各給食室に設置されている調理用備品や器具などに配慮し、状況に合わせた駆除を行うことができる。

これらの理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、練馬害虫防除協同組合との特命随意契約としたものである。

なお、害虫駆除は、夏と春の年2回実施しており、夏に実施する給食室の害虫駆除委託（その1）においても、当該協同組合を指名する特命随意契約としているものである。

（委員）

害虫駆除の業者というのは何社かあるのか。

（保健給食課長）

区に登録している業者は30余りあると聞いている。

ただ、今回、精査を行い、30業者のうちの20業者ほどについては造園系の植木の害虫駆除を主にしているような会社であり、残る10社はビルメンテナンス系の害虫駆除であるが、今回見積もりを依頼したところ、倍程度の金額が提示された状況である。

給食室の消毒は、かなり器具にも配慮を有するほか、また期間的にも厳しいということで、こういった金額に反映されていると思われる。

（委員）

協同組合の数を増やして大きなまとまりにさせていくということにはできないのか。
4社だけで特命随意契約というのは、不自然に思われるかもしれない。

（保健給食課長）

この給食室の年2回の消毒は、学校給食の法令上の規定もあり、かなり古くから行われていた事業である。

その中で、今ほど区内の消毒に携わる会社は多くなかったということ、それから、もう一つは、役所の消毒の仕事を保健所の環境衛生の部署が出していた案件がかつてはあった。これらの仕事を受けるために中小企業の官公需適格組合というような形で、組合を組んだということも一つの経過としてあったと聞いている。

そういった歴史や経過の中で以前からあって、かつ、役所の仕事を受けていた幾つかの会社が、こういう協同体の組織を現在に至るまで組んでいるようだ。

（委員）

できれば入札の方が良い。業者の育成なりを視野に入れて、これから検討いただきたい。

★委員会最終意見

入札について、検討されたい。

■平成29年度後期入札契約手続きの運用状況等の報告について

（事務局）

→資料7、8および9に基づき説明

●入札・契約制度について

（事務局）

→資料10に基づき説明

（委員）

不調の傾向については幾らか改善されたのか。

（経理用地課長）

工事については、29年度は10.69%で、前年度の28年度については19%である。28と比べると29年度の方が、不調の率としては減っているという状況である。

理由については、いろいろあるが、一つは、年度前半の発注案件の入札については、4、5、6月が多くて、特に6月に集中して起きる状況があった。28年度でいうと、4、5月

で36件、6月で61件、6月が突出して多かった。

29年度については、少しでも早めにとし、4、5月の分を少し増やした。4、5月で50件、6月は47件ということで、相変わらず4月から6月が多いが、その中で一定程度、なるべく前倒しで発注することを行ったので、その影響が一つあると考えている。

工事は、27年度は不調の率でいうと20%を超えていたので、減少傾向にある。

一方、設計は、27年度が約8%、28年度が約17%、29年度が21%で、こちらは逆に不調が増えている状況である。

発注の件数自体は増えているわけではないが、一方で不調が出ているということは、中小の事務所が多いことと、推測ではあるが練馬区以外の案件も出ていることも影響としてあるのではないかと。区内事業者だけではカバーし切れない状況になってきており、区外事業者も入れるということで、凌いでいるような状況である。

（委員）

工事については、所管部で努力して、早期発注することについては、今後も努力していただきたい。

（委員）

これだけの件数を債務負担で行うというのは大変な努力だったと思う。その結果が非常にいい方向に見えてきており、見直して良かったと思われる。

■その他

次回開催日程は、平成30年11月15日（木）午後3時を予定。